

～ 平成 26 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 の内容や、平成 26 年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本的理念を踏まえ、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」の実現に向けた取組体制が強化されました ～

沖縄労働局「働き方改革」推進本部

1. 構成メンバー

【本部長】 労働局長

【副本部長】 労働基準部長

【本部員】 総務部長／職業安定部長／雇用環境・均等室長

【オブザーバー】 監督課長／那覇労働基準監督署長

2. 推進本部の実施事項

- 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
～企業トップのリーダーシップによる「働き方改革」の促進
- 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
～地域の経済社会を代表する企業のけん引による「働き方改革」の促進
- その他、働き方改革の促進のために必要な取組
～関係機関・団体等と連携したポスター等による周知広報

3. 推進本部会議の開催

- 第 1 回会合を 4 月 27 日に開催し、働き方改革の促進のための取組方針を決定します。その上で、取組方針に基づいて実施していきます。
- 「働き方改革」の実現に向けた取組をよりよいものとするため、これ以降も、本部長が必要に応じて招集して会合を開催します。

「日本再興戦略」改訂2014（抄）～平成26年6月24日閣議決定～

第二 三つのアクションプラン

一 日本産業再興プラン

2 雇用制度改革・人材力の強化

2 - 1 失業なき労働移動の実現 / マッチング機能の強化 / 多様な働き方の実現

(1)～(2) (略)

(3) 新たに講ずべき具体的施策

) 働き方改革の実現

)～) (略)

まち・ひと・しごと創生法（抄）～平成26年11月28日施行～

【第2条】（基本理念）

まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

一～三 (略)

四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

六～七 (略)